

# 求 職 活 動 期 間 等 申 告 書

年 月 日

(提出先)

社会福祉法人

埼玉県社会福祉協議会 会長 様

住 所 〒

氏 名

電話番号

埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度により貸付を受けた資金の返還について、様式第7号の「業務従事届」により届け出ていない期間とその理由は、下記のとおりですので、申告します。

### 記

貸付番号		借入金額	円
求職活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
活動内容	<p>※上記期間中にどのような活動をしたかを具体的に記入してください。                  例) 令和〇年〇月〇日、〇〇会社に応募。令和〇年〇月〇日採用面接を受けた。                  令和〇年〇月〇日に面接先から連絡があり採用が決まった。</p>		
添付資料	<p>例：求職活動証明書・ハローワークカードの写しなど、求職活動をしていたことが確認できる書類</p>		
その他期間	<p>※上記期間のうち、求職活動以外の期間（勤務開始日までの待機期間など）がある場合はご記入ください。                  [期間] 年 月 日 ~ 年 月 日                  [理由]</p>		

求職活動とは、以下のいずれかに該当する場合をいいます。

月1回以上求人への応募を行った場合

① 次のような就職の可能性を高める活動を原則月2回以上行っている場合

- ・ 公共職業安定所、許可・届出のある民間受給調整機関（民間職業紹介機関・労働者派遣機関等をいう。）が行う職業相談・職業紹介等
- ・ 公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機関、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等。

※ このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しません

② 公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職活動支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合